

平成二十五年第一回大阪広域水道企業団議会  
二月定例会会議録

平成二十五年二月十四日（木曜）午後一時開議

○出席議員

一 番 野村 友昭  
二 番 三宅 達也  
三 番 大毛 十一郎  
四 番 岸田 厚  
五 番 児島 政俊  
六 番 前田 敏  
七 番 奥谷 正実  
八 番 清水 勝  
九 番 野々上 愛  
十 番 小東 徳行  
十一番 野村 生代  
十二番 西川 訓史  
十三番 川谷 洋史  
十四番 丹羽 実  
十五番 服部 敏男  
十六番 樽井 佳代子  
十七番 山本 靖一  
十八番 松尾 京子  
十九番 麻野 真吾  
二十番 秋月 秀夫  
二十一番 川光 英士  
二十二番 中尾 広城  
二十三番 渡辺 裕  
二十四番 坂本 顕  
二十五番 諏訪 久義  
二十六番 貝塚 敏隆  
二十七番

○欠席議員

三 番 小西 一美

○説明のため出席した者

企業 長 竹山 修身  
副 企 業 長 吉田 八左右  
理事兼経営管理部長 清水 豊  
技術長兼事業管理部長兼同企画課長 林 良政  
経営管理部副理事兼同企画課長 吉田 景司  
経営管理部総務課長 松本 竜三  
経営管理部財務課長 上田 伊宏  
経営管理部広域連携課長 中塚 肇  
事業管理部事業推進課長 藤谷 光宏  
事業管理部契約検査課長 向井 隆裕  
事業管理部管財課長 田中 厚實  
監 査 委 員 上西 克尚  
監 査 委 員 松本 竜三  
監査委員事務局 局長

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 松本 竜三  
議 会 事 務 局 書 記 濱家 貢  
議 会 事 務 局 書 記 居谷 達矢  
議 会 事 務 局 書 記 小坂井 智也

○議事日程

第一 会議録署名議員の指名  
第二 会期決定の件

第三 諸般の報告

（当選議員の報告・紹介）

（工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告）

（説明者の通知）

（議員派遣）

第四 当選議員の議席の指定

第五 企業団運営方針説明

第六 第一号議案 大阪広域水道企業団水道事業供給  
条例一部改正の件

第七 第二号議案 平成二十四年度大阪広域水道企業  
団水道事業会計補正予算の件

第八 第三号議案 平成二十四年度大阪広域水道企業  
団工業用水道事業会計補正予算の  
件

第九 第四号議案 平成二十五年大阪広域水道企業  
団水道事業会計予算の件

第十 第五号議案 平成二十五年大阪広域水道企業  
団工業用水道事業会計予算の件

第七 一般質問

第八 議員提出第一号議案 大阪広域水道企業団議会  
委員会条例一部改正の  
件

第九 議員提出第二号議案 大阪広域水道企業団議会  
会議規則一部改正の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時開会

○奥谷議長 たいだいまより平成二十五年二月定例会を開会いたします。

○奥谷議長 本日の会議を開きます。

○奥谷議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、野村生代議員及び西川訓史議員を指名いたします。

○奥谷議長 日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

○奥谷議長 お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）  
○奥谷議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○奥谷議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○奥谷議長 まず、当選議員の報告の件であります。  
平成二十四年十一月三十日付で中尾広城議員が当選されましたので、御報告をいたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。  
中尾広城議員でございます。  
○中尾議員 泉南市の中尾でございます。よろしくお願

いいたします。

○奥谷議長 以上で紹介は終わりました。  
○奥谷議長 監査委員の工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしてお

きましたので、御了承願います。

○奥谷議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○奥谷議長 議員派遣であります。去る一月十七日、十八日に事務調査を実施いたしました。  
報告は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○奥谷議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○奥谷議長 日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○奥谷議長 竹山修身企業長。  
（竹山修身企業長登壇）

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十五年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず御出席いただき、まことにありがとうございます。

私からは、大阪広域水道企業団運営の方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。

企業団では、昨年三月に策定いたしました将来構想とその実行計画でございますアクションプランに基づきまして、安全・安心で良質な水の安定的な供給や持続可能な事業運営に向けまして取り組んでいるところでございます。

平成二十五年からは、用水供給料金の値下げ及び工業用水道の基本使用量の減量を実施するとともに、水道事業の広域化を推進する事業を開始するなど、企業団を設立したメリットを具体的な形で四十二市町村や受水企業の皆様方にお届けしてまいりたいと考えております。

まず、市町村水道への用水供給料金につきましては、本年四月より、一立方メートル当たり三円値下げするとともに、工業用水道につきましても、受水企業の基本使用水量を二十五年から日量三立方メートル減量することによりまして、受水市町村及び受水企業の負担軽減を図ってまいります。

次に、広域化の推進への取り組みでございますが、河南地域の十市町村と連携いたしましたして、地域における水質管理を共同で実施する拠点となる、仮称でございますが、河南水質管理ステーションを平成二十五年四月に設置し、市町村水道事業の水質検査、水質管理の充実を図ってまいります。

さらに、ベテラン職員の退職による技術継承など、市町村の厳しい課題に対応するため、企業団におきまして設計・工事業務の受託を開始し、その第一号として、河南町の配水池の耐震化につきまして、設計及び工事を平成二十五年から二十八年までの四カ年で実施いたします。

また、インフラの耐震化・老朽化が社会的に大きな課題であることが、東日本大震災や中央自動車道のトンネル天井板落下事故などにより改めて示されました。企業団では、施設整備マスタープランなどに基づきまして、計画的な耐震化、施設更新に取り組んでおりますが、施設の機能や老朽度の適切な評価に基づく、より一層効果的・効率的な施設更新やライフサイクルコストの低減に取り組むため、アセットマネジメントの

体系化と運用方針の検討を進めてまいります。

続きまして、大阪市との統合協議でございますが、私が委員長を務めさせていただいております水道事業統合検討委員会におきまして、大阪市との統合が府域全体のメリットとなるよう、この一年間、精力的に検討を行ってまいりました。来週十八日に開催いたします第四回の検討委員会では、これまでの検討状況を取りまとめた統合素案を協議いたします。これらをもとに、議員の皆様方や四十二市町村の御意見を十分お聞かせ願ひながら議論を重ね、本年六月以降の市町村議会に大阪市と統合するための企業団規約改正案を提案できるようにまとめてまいりたいと存じます。

本日の定例会の議案でございますが、条例案一件、予算案四件の御審議をお願いするものでございます。後ほど、提案内容を御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○奥谷議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○奥谷議長 日程第六、議案第一号から第五号まで「大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件」ほか四件を一括議題といたします。議案は、お手元に配付しておきましたので、御了承願ひます。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○奥谷議長 吉田八左右副企業長。

(吉田八左右副企業長登壇)

○吉田副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第五号議案につきまして御説明申し上げます。

まず、提出議案書の一ページをごらんください。第一号議案、大阪広域水道企業団水道事業供給条例

一部改正の件は、平成二十五年四月一日から、用水供給事業の料金単価を一立方メートルにつき、現行の七十八円から七十五円に、三円値下げするものでございます。

続きまして、第二号議案、平成二十四年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件について御説明いたします。

お手元の第二号議案、第三号議案の議案書の三ページをお開き願ひます。

第二条の業務の予定量をごらんください。(3)の主要な建設改良事業でございますが、村野浄水場などにおけます浄水設備の改良工事、またパイパス送水管の布設工事等の事業費が減少したことなどにより、改良事業につきましては二十三億二千八百七十七万四千円を減額計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、固定資産売却益の減少に伴い、特別利益が減少したことなどから、水道事業収益では四億九千三百四十五万二千円を減額計上しております。

また、支出では、入札差金の発生による委託料や保守点検料の減少を初め、ダム管理に係る負担金の減少などにより、水道事業費用として六億八千一百七十七円を減額計上しております。

四ページをお開き願ひます。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、工事負担金の減少などにより一億六千三百九十九万円を減額計上しております。

また、支出では、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより三十億七百三十一万二千円を減額

計上しております。

以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。なお、詳細につきましては、六ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第三号議案、平成二十四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

十五ページをお開き願ひます。第二条の業務の予定量をごらんください。

(3)の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場の施設拡充工事などの事業費が減少したことにより、増補改良事業につきましては七億二千四百二十一万五千円を減額計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、使用水量の減少に伴う料金収入の減少などにより、工業用水道事業収益は千八百二十二万六千円を減額計上しております。

また、支出では、営業費用において、入札差金の発生による委託料の減少や修繕費の減少などにより、工業用水道事業費用は二億五千九百九十三万三千円を減額計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出でございますが、十六ページをお開き願ひます。

まず、収入でございますが、国庫補助金の減額などにより七千四百三十二万七千円を減額計上しております。

また、支出では、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより八億二千四百二十一万五千円を減額計上しております。

以上が工業用水道事業会計の補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、十八ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、平成二十五年度当初予算について御説明申し上げます。

平成二十五年度当初予算の編成に当たりましては、第一号議案の用水供給料金の値下げや工業用水道の基本使用水量の減量、さらには同料金の大半を占めます電気料金の値上げなどに伴う経営への影響を適切に見込むとともに、受水市町村に安全で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランや昨年三月策定のアクションプランに基づきまして、必要な事業費の確保に努めたところでございます。

また、平成二十五年度からの新たな取り組みといたしまして、河南水質管理ステーション、これはまだ仮称でございますが、この設置運営や市町村の個別業務の受託など、これまで以上に受水市町村との連携強化や広域化の推進に向けた取り組みを進めることとし、必要な事業費を計上させていただいたところでございます。

それでは、第四号議案、平成二十五年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件について御説明いたします。

別冊の第四号議案、第五号議案の議案書の三ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。  
(一)の年間総給水量につきましては五億千七百万立方メートルを、(二)の一日平均給水量につきましては百四十一万六千四百三十八立方メートルを、それぞれ見込んでおります。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、磯島取水場や村野浄水場におけます設備改良工事を初め、バイパス送水管の布設工事や松原ポンプ場築造などの

施設改良工事など、百六十二億百九十四万五千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、収入の大部分を占めます給水料金につきましては、第一号議案の用水供給料金の値下げを踏まえた料金収入などの営業収益や、賃貸料等の営業外収益などを含めた水道事業収益としまして四百十二億五千六百万円を計上しております。

次に、支出では、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用を初め、企業債利息等の営業外費用や特別損失などを含めた水道事業費用としまして三百八十八億八千七百三十八万一千円を計上しております。

四ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。  
まず、収入でございますが、企業債の発行を初め、国庫補助金や工事負担金、建設受託工事収入などで九十二億九千七十六万一千円を計上しております。

また、支出では、建設改良費や企業債償還金などで三百二十九億九百一十万円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、企業債の発行、償還の方法などを定めたものでございます。

以上が水道事業会計の平成二十五年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、八ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第五号議案、平成二十五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件につきまして御説明いたします。

二十三ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総配水量につきましては、一億七千九

百五十四万三千立方メートルを見込んでいるところでございます。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、大庭浄水場におけます設備改良やバイパス配水管の布設など、三十五億四千二百六十九万七千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、料金収入等の営業収益を初め、賃貸料等の営業外収益に加え、三万立方メートルの基本使用水量の減量実施に伴います減量廃止負担金の特別利益、これらを含めた工業用水道事業収益としまして九十三億二千八百八十万二千円を計上しております。

次に、支出につきましては、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用を初め、企業債利息等の営業外費用や予備費を含めました工業用水道事業費用としまして六十九億千七百八十七万九千円を計上しております。

第四条の資本的収入及び支出でございますが、二十四ページをお開きください。

まず、収入でございますが、工事負担金や投資有価証券償還金などで十一億三千六百九十五万一千円を計上しております。

また、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金などで五十六億千八百六十六万円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、一時借入金の限度額などを定めたものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成二十五年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、二十八ページ以降の予

算実施計画等の説明書をごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○奥谷議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○奥谷議長 この際、日程第六、議案第一号から第五号まで「大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件」ほか四件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○奥谷議長 これより、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

○奥谷議長 松尾京子議員。

(松尾京子議員登壇)

○松尾議員 高石市選出の松尾でございます。

今回は、広域水道企業団の水道会計の予算について主にお伺いをしたいと思うんですが、通告書にも書かせていただきましたように、まずは予算書の十二ページにお示しいただいております職員の給料及び手当の増減額の明細というところなんですが、これの職員増に係る計上額の増加分として千七百七十六万九千円、その他の減要素として二千九百九十三万三千円というふうに示されておりますが、この職員増というのは、単に新規採用の増によるものなのか、その他の減少要因というのは主に何であるのか、このことについて、中身について具体的にお示しいただきたいと思っております。

二点目なんですけれども、機構についてというふうに通告させていただいておりますが、予算書十三ページにお示しいただいております級別職員数及び標準的な職務内容というところにお示しいただいております平成二十四年十月一日現在の企業職の職員さんの階級の内訳なんですけれども、ここのいわゆる六級、七級

に該当します課長、部長という主な職階の内容になっておられる方々が、機構の全体像にあります部課数と、いわゆる人数的に課長職が圧倒的に不足しているのではないかと懸念がございます。

機構図によりますと、企業団は二部八課で出先機関には四室三十一課という組織がございます。この中で、職能設置に関する規程によりますと、部長、課長におきましては、全て必置職というふうになりまして、相当一人の課長が広域な部分を兼任されておられるのではないかとこの疑いも出てまいりますので、この件に関しては、この企業職の課長級十一名と、課におきましては全てで三十九課、この乖離について御説明を願えたらというふうになっております。

最後の質問なんですけれども、今、企業団の職員数に関しましては、一般会計のほうで三百七十六名というふうにお示されておりますが、今後、今いろいろ議論されております大阪市との統合問題についてなんです、これが統合されるということになるのであれば、現在、私どもにお示しをいただいている情報によりますと、約九百名ほどの大阪市の職員さんが当企業団の職員さんとして身分移管されるということでございます。

これについては、三百七十六名の職員がいきなり千三百人ほどの職員というふうになってまいりまして、三倍以上に膨れ上がるということが予想されるんですが、このことについて、企業団として人事計画をお持ちでおられましたら、そのことについても見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

○奥谷議長

これより答弁を求めます。

○奥谷議長

松本竜三経営管理部総務課長。

(松本竜三総務課長登壇)

○松本総務課長 初めに、人件費について答弁のほうをさせていただきます。

議員お尋ねの予算明細書の十二ページにございます職員増に係る計上額の増加分千七百七十六万九千円の要因についてでございますが、平成二十五年四月に設置を予定しております河内水質管理ステーション、こちら仮称でございますけれども、こちらへの新たな職員配置によるもの、また大阪府から大阪広域水道企業団への移行時に再任用職員として身分移管できなかった元大阪府の再任用職員を非常勤専門員として雇用しておりますが、その職員の任期満了に伴い、非常勤専門員にかえまして再任用職員を配置することによるものなどがございます。

次に、その他の減少分でありますマイナス二千九百十三万三千円の要因についてでございますが、こちらは主として新入職員を採用したことにより、職員の平均給料月額が下がったことによるものであります。また、人件費をより固く見積もったことも一つの要因でございます。

次に、給与費明細の十三ページに掲載しております級別職員数及び標準的な職務内容に示された数字に関する御質問に対して答弁させていただきます。

給与費明細の数字と実際の課長などのポスト数が一致しないという点についてでございますが、議員御指摘の級別職員数及び標準的な職務内容の表中、標準的な職務内容欄には代表的な職を記載しているところがございます。

企業団では、さまざまな職務について、その複雑さ、困難さ及び責任の違いに応じて給料表に定める職務の級に分類し、企業団職員の給与に関する規程におきまして、級別標準職務表として定めているところがございます。級別標準職務表におきましては、同じ課

長という職名でございまして、国における本省の課長と出先機関の課長の職務が異なる職務の級に分類されているのと同様、企業団におきましても、例えば職務の級の六級には本部の課長または出先機関の長の職務を、職務の級の四級には課長補佐または出先機関の課長の職務を充てているとございまして。

したがって、先生お示しの機構図上の課長には複数の職務の級の課長が存在しておりますことから、給与費明細書の六級に記載しました数と一致しないものでございます。企業団の各課長ポストには、それぞれ職員を配置してございます。議員ご懸念の、一人の職員が多数の課長ポストを兼務しているという状況になつていないものではございません。

次に、統合後の人員計画についてでございますが、水道事業統合検討中間報告（案）、こちらの大阪市水道局の人員削減計画によりまして、技能職員の株式会社大阪水道総合サービスへの移管や技術職の転任などにより、平成二十七年までには職員数を九百人台とする旨が示されているところで、議員御指摘のとおり、現在の企業団の職員数と単純に合計しますと、計算是約三倍程度に増加することになってございます。しかしながら、中間報告（案）に示しております事業統合による効果、具体的には柴島浄水場の上系廃止による人員削減及び管理部門統合に伴う人員削減を着実に実行していくとともに、統合後におきましても、現行の企業団の人員削減計画、これを推進しつつ、大阪市水道事業部門についても、現企業団人員削減計画と同様の視点で業務執行体制を点検し、より一層スリムで効果的な組織を目指してまいりたいと考えております。

企業団では、現在、継続的に新入職員の採用を行っているところでございますが、これは企業団設立時に

企業団へ身分移管した元大阪府水道部の職員が約七五％にとどまり、残りは大阪府からの派遣職員で補っている状況の中で、順次派遣を解消する必要があること、また今後も一定規模の退職者が見込まれることから、厳しい人員削減計画の中にあつても新入職員を計画的に採用しているものでございます。

したがって、大阪市水道局との統合におきましても同様の状況になることが予想されるため、統合後も引き続きスリムな組織を目指す中においても、新入職員の採用の余地は出てくるものと考えているところでございます。技術の継承や組織の新陳代謝のために、また優秀な人材を確保していくためにも、職員の新規採用は継続的に行つてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奥谷議長 松尾議員。

（松尾京子議員登壇）

○松尾議員 お答えをいただきまして、特に出先機関の長が六級の課長級に在職するが、それ以外の課長については四級で在職されているということで御説明をいただきまして、安心をいたしました。

ただ、人事計画のところにつきましては、私が以前から申し上げておりましたように、余りにも人件費削減を目指すばかりに新規採用を長年において凍結し、ジェネレーションギャップをこの企業団の中で生じていくということは避けなければならぬということは申し上げておきました。

ただ、御答弁の中にもありましたように、新規採用は凍結はしないという御答弁をいただきましたが、しかしながら、千三百人を超える職員さんを抱える企業団となり、現在のアクションプランにありますような人員削減計画を推し進めたとしても、プラス末端給水

という今まで着手してこなかった事業に着手することによる仕事の増による人員の増ということを鑑みましても、余りにも巨大な組織になるのではないかと懸念がございまして。

今回の予算案につきましては、いわゆる値下げのことが大きく取り上げられておりまして、企業長からの説明にもありましたように、このことについては非常に評価をするものでございます。

今後、安全で安価な水を提供していただくように、さらなる御努力をお願いしたい、そのことと含めまして、先ほど申し上げましたように、この人事計画というものも、全体像をもう少し詳細に示していただかなければ、大阪市の統合、六月を目指すというふうにおっしゃつておられますので、少なくとも六月を本当に目指しておられるのであれば、早急にこの会計もしくは人事計画、この全体像につきましては示していただきたいというふうに思っております。大阪市との統合が実現すれば、この会計についても全体像が大きくさま変わりをしておりますので、このことについては、早急にこの全体像を示していただくこと、このことを強くお願い申し上げます。私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○奥谷議長 次に、秋月秀夫議員。

（秋月秀夫議員登壇）

○秋月議員 東大阪の秋月でございます。

一般質問ということになるわけなんですけど、これまで議員協議会の中でいろいろ質問させていただきましたが、大阪市との統合協議について、やはりいまだにちよつとしっかりこない部分もありまして、その点について質問させていただきます。

まず第一番目は、一月二十五日の四十二市町村の首長会議では、資産、技能職員、外郭団体などについて、

企業団と統合する際の四十三市町村共通の条件とすることが確認されており、それは議事録を、今日なんですが、読ませていただいて、わかりました。

そして、大阪市水道局の技能職員や外郭団体の取り扱いをどうするかについては、大阪市と企業団との問題であるということで、これもわかりました。

ただ、こうやって大阪市と企業団との協議をされている中で、やはり四十二市町村を巻き込んで共通の条件、ルールをつくらうという議論を同時にされているということについて、やはりいまだに違和感を覚えます。

さらに言えば、首長会議の議事録を読ませてもらいまして、会計に対する捉え方も首長によって温度差もありますし、いろいろ、本当に四十二市町村、大阪市を加えれば四十三市町村が認識を一致させて議論を進めているのかということに非常に疑問を持っています。

ですから、私がまず一番目に聞きたいのは、なぜ、今、四十三市町村の共通の条件を決めなければならないのかという、その根本的な問題です。それについて、まずお答えいただきたいと思います。

それともう一つ、当然ながら、この首長会議の中でも、会計や施設整備の水準あるいは経営状況などについては、今、統一する、ルールをつくるということは余りにもさまざまできないということで、引き続き協議をするということが確認されたわけです。しかしながら、実際問題、市町村の中には、当然平野部もあれば山間部もありますし、設備の充実度といえますか、内容も市町村さまざまあります。

さらに、東大阪市でいえば、上下水道局を構成しているんですけれども、下水道部について、去年の十二月に下水道局の地方公営企業法の全部適用議案を審議

し、そのときの当局の目的は、水道局と下水道局両方が、名前は統合されているわけなんですけれども、下水道部を企業会計全通にすることによって経済性を追求していく、それで市民サービスや、あるいは危機管理についても追求できる、同じ企業職員として経営向上を図ることができ、さらには上下水道局の新しい庁舎も視野に入れてというふうな形で提案されておりました。

そのような、東大阪としても展望を持っている水道あるいは下水道事業の中で、企業化された上下水道職員、これがまた切り離されるといふふうなことも起こるわけですし、非常に今回の大阪市と企業団との統合の過程の中で、将来の四十二市町村のルールをつくるというふうな言われると、この点でも非常に違和感を持つわけです。

したがって、市町村ごとに水道事業の状況や事業が異なっているのに、実際問題として、会計や施設整備の水準、経営状況なんかについて、共通の統合条件をつくるというふうなことが本当に可能なのか、そのようなことについて非常に不安を抱いておりますので、お答えいただきたいと思えます。

そして最後ですが、スケジュールといえますか、説明を聞いたところでは、各四十二市町村についての統合は、手を挙げたところから順次進めると、またその会計についても、結局、会計が一致できるようにところから統合を進めていくというふうな理解しておりますが、そうした各市町村、例えば東大阪市が会計、資産あるいは設備投資、そういったことも含めて企業団に本当に統一していく、職員も東大阪の水道職員から企業団職員という形で切りかわっていく、そうしたことをしていくことのメリット、そうしたメリットになるだろうという、そういう将来展望みたいな物差しで

すね、こういう水道事業を目指していくんだという物差しというものは一体何なのかということをお示しいただきたい。

抽象的な話になってしまいうわけなんですけれども、結論から言えば、この三つにお答えいただくとともに、水道企業団がどうした展望を持って、大阪府民あるいは各市町村の市民にこういう水道事業をやっていくんだという、そういう新しい展望、希望、そういうものをあわせて主張できるものを我々に示していただきたい。そうでなければ、六月あたりと言われていた各市町村議会で大阪市との統合に係る規約改正を説明するなどということではできないと思えます。

以上で質問を終わります。

○奥谷議長 これより答弁を求めます。

○奥谷議長 中塚肇経営管理部広域連携課長。

○中塚広域連携課長 (中塚肇広域連携課長登壇)

それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず、なぜ四十三市町村の共通条件を、今、決めなければならないのかということの御質問でございますけれども、企業団は府域一水道を目指しているところでございまして、もともと府域一水道に向けた課題の整理や市町村との統合条件についての議論を始めようとしていたところでございます。そうした中、大阪市から企業団と統合したいとの要請を受けたため、大阪市との統合協議を優先して行ってきたものでございます。

大阪市との統合協議では、橋下市長から、企業団が大阪市に対して示している資産、技能職員、外郭団体などの条件は、市町村水道事業を統合する際の条件となるものであり、大阪市だけに強いるのではなく、府域一水道の期限は切らないとしても、四十二市町村に

も同じ立場になって考えていただきたいといった旨の発言がございました。企業団としても、府域一水道に向けた統合条件の議論は必要と考えていたことから、橋下市長からの発言を機に、大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた統合条件について、まずは四十二市町村で一定の考え方を整理していくということとなりました。

こうしたことから、一月二十五日の首長会議におきまして、資産、技能職員、外郭団体などの条件につきまして、企業団と統合する際の全市町村の共通の条件とすることを確認するに至ったものでございます。

次に、共通の統合条件をつくっていくことができるのかという御質問でございますけれども、継続協議するということとしました事項、すなわち会計、施設整備水準、経営状況の各項目につきましては、四十二市町村が企業団と統合する場合に向けて協議をしておくべきと考えられる主な事項として挙げさせていただいたものでございます。

これらにつきましては、議員のお示しのとおり、各市町村によりまして事情が異なるということから、今後、統合する際の共通の条件とするかどうかも含めまして、四十二市町村と十分協議した上、内容を詰めてまいりたいと考えております。

三点目の、将来、府域一水道を目指すのであれば、どのような展望を持っているのかということでございますけれども、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、府域の水道事業が安全で低廉な水を安定的に供給していくためには、経営、技術の両面にわたる運営基盤の強化が必要であると考えられますが、個々の水道事業体単独では運営基盤を維持することが困難な状況も見受けられております。このため、広域化により効率化や最適化を図り、水道事業の運営基盤

を強化していくことが重要であるというふうにご考えております。

この広域化によるメリットの具体例としては、効率化の視点では、施設の効率化や効率的な一体運用などが、また危機管理面での視点では、危機管理体制の強化や緊急用資材等の相互融通などが、さらに技術力の視点では、専門技術者の確保や技術継承が可能となるごことが考えられます。

企業団としましては、府域水道事業全体の運営基盤の強化を図られよう、広域化を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

#### ○奥谷議長 秋月議員。

(秋月秀夫議員登壇)

#### ○秋月議員 今、説明を、回答いただきました。

それは、将来展望なり、あるいはルールづくりという点で認識が一致している、あるいは一致して四十二市町村が同時に歩んでいけるのであれば確かにそうでしょう。

しかし、その認識が、あるいは各市町村での議会がそれをどう認識するかは、ばらばらです。それは、ばらばらにならざるを得ないのは、それぞれの地方自治体で進めている水道事業がばらばらだからだと思うんですね。そういう意味では、説明をちゃんとする、あるいは情報を提供するということが非常に大事になってくると思います。

確かに、今言われたように、単独で、将来を見れば、水道事業の運営が困難ということも自治体によってはあるだろうし、それはどの自治体がどうなっていくか、確かに将来のことであり、わからない面があります。しかし、そういうことも含めて、わからない状態の中で、なぜルールづくりを急ぐのかという疑問について

は、今、説明が得られたようにも思えません。

私は、東大阪の水道事業の将来にとって、企業団が運営していく、職員も全部かわって運営していくことが、果たして将来の水道事業のあり方として、広域化、広域化ということが果たしてよいのかどうかということとを疑問を抱いております。その点が払拭されるように、議会、地方自治体への説明をしていただくことを願って質問を終わります。

○奥谷議長 以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

○奥谷議長 これをもって、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○奥谷議長 この際、議事の都合により休憩をいたします。

(午後一時五十一分休憩)

(午後二時十五分再開)

○奥谷議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○奥谷議長 日程第六の議案に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○奥谷議長 これより、日程第六の議案五件につきまして採決に入ります。

○奥谷議長 議事の都合により、分離して採決をいたします。

○奥谷議長 まず、第一号議案、大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○奥谷議長 起立多数であります。よって、第一号議案



は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 次に、第二号議案、平成二十四年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○奥谷議長 起立多数であります。よって、第二号議案は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 次に、第三号議案、平成二十四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○奥谷議長 起立多数であります。よって、第三号議案は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 次に、第四号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○奥谷議長 起立多数であります。よって、第四号議案は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 次に、第五号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○奥谷議長 起立多数であります。よって、第五号議案

は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 日程第八、議員提出議案第一号及び第二号「大阪広域水道企業団議会委員会条例一部改正の件」ほか一件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○奥谷議長 お諮りをいたします。  
以上の議案は、提出者の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥谷議長 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○奥谷議長 質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

○奥谷議長 討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○奥谷議長 これより、議員提出議案第一号及び第二号「大阪広域水道企業団議会委員会条例一部改正の件」ほか一件を一括して採決いたします。

○奥谷議長 お諮りをいたします。  
以上の議案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥谷議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案二件は原案のとおり可決されました。

○奥谷議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○奥谷議長 これをもって、平成二十五年二月定例会を閉会いたします。

午後二時十九分閉会

議	長	奥谷	正実
副	議長	小東	徳行
議	員	野村	生代
議	員	西川	訓史